

令和8年度 青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技会保険加入業務に係る仕様書

1 件名

令和8年度 青の煌めきあおもり国スポ弘前市開催競技会保険加入業務

2 対象となる競技の概要

競技名	会期	競技会場
クレー射撃	令和8年 9月 3日 ～ 6日	弘前クレー射撃場
体操 (体操競技)	令和8年 9月 3日 ～ 6日	青森県武道館
体操 (トランポリン)	令和8年 9月 9日	岩木山総合公園 体育館
ライフル射撃	令和8年 9月 10日 ～ 13日	弘前市運動公園運動広場特設ライフル射撃場 弘前克雪トレーニングセンター
体操 (新体操)	令和8年 9月 12日 ～ 13日	青森県武道館
高等学校野球 (硬式・軟式)	令和8年 10月 2日 ～ 6日	弘前市運動公園野球場 (はるか夢球場)
弓道	令和8年 10月 10日 ～ 13日	青森県武道館
空手道	令和8年 10月 17日 ～ 19日	青森県武道館
ソフトボール	令和8年 10月 17日 ～ 19日	弘前市運動公園野球場 (はるか夢球場) 岩木山総合公園野球場

3 損害賠償責任保険

(1) 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会 (以下「発注者」という。) が運営する、青の煌めきあおもり国スポ「第80回国民スポーツ大会」弘前市開催競技会 (以下「大会」という。) の開催期間中等に、発注者が所有又は管理運営する施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償をするため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

ア 施設賠償責任保険

(ア) 対象

競技会場、練習会場、駐車場及び会場内外に設置する看板や仮設物等、発注者が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の損害を補償する。

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	保 険 金 額 （ 支 払 限 度 額 ）		
	1 人	1 事故	保 険 期 間 中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円
対 物	—	1 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙1「大会概要」、別紙2「損害賠償責任保険対象者数推計」、別紙3-1「競技会場・練習会場・その他会場一覧」、別紙3-2「駐車場一覧」、別紙4-1「仮設物設置状況一覧 - 競技会」、別紙4-2「仮設物設置状況一覧 - その他」を参照する。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙1から別紙4までの保険条件を前提として算出する。競技ごとの補償対象日は、別紙1から別紙4までの保険条件のうち最長の期間とする。競技会場等は原則として、「敷地面積」を補償対象の面積とする。

イ 医師等賠償責任保険

(ア) 対象

発注者が管理運営する救護所等（練習会場、救護席も含む）での医師、歯科医師、看護師、救急救命士、理学療法士の業務等に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の損害を補償する。

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	保 険 金 額 （ 支 払 限 度 額 ）		
	1 人	1 事故	保 険 期 間 中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙5「医師等配置計画」を参照する。

(エ) 保険期間

各競技会の開催期間（開催準備期間を含む。）の開始日から一箇月以上とする。

(オ) 保険料の算出

保険料は、別紙5の保険条件を前提として算出し、補償対象日も当該保険条件に対応するものとする。

ウ 生産物賠償責任保険

(ア) 対象

発注者が提供した飲食物に起因して、第三者の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の損害を補償する。

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	保 険 金 額 （ 支 払 限 度 額 ）		
	1 人	1 事 故	保 険 期 間 中
対 人	3, 0 0 0 万円	3 億円	3 億円

(ウ) 保険条件

別紙6「飲食物提供予定一覧」を参照する。

(エ) 保険料の算出

別紙6「飲食物提供予定一覧」の保険条件を前提として算出する。

補償対象日は、別紙6「飲食物提供予定一覧」に記載している各競技会の対象期間（飲食物の提供期間）に5日加えた期間以上とする。

エ 受託物賠償責任保険

(ア) 対象

発注者が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は窃盗若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の損害を補償する。

(イ) 補償内容（※免責金額なし）

区 分	保 険 金 額 （ 支 払 限 度 額 ）	
	1 事 故	保 険 期 間 中
対 物	時 価	時 価 総 額

(ウ) 保険条件

別紙7「借用競技用具等一覧」を参照する。また、別紙9「求償権不行使団体一覧」を参照し、求償権不行使特約を付帯する。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙7の保険条件を前提として算出し、補償対象日も当該保険条件に対応する。

(3) 保険料の支払い

ア 保険料は、保険業務契約締結後から大会開催前に一括納付する。

イ 大会日程や使用施設等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、発注者と協議のうえ必要に応じて契約内容の変更及びそれに伴う保険料の精算を行う。

4 傷害保険

(1) 目的

被保険者が、大会開催期間中等に大会の準備若しくは大会の運営及び撤去業務に従事しているときや、当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失を補償するため、傷害保険に加入する。

(2) 被保険者及び対象

区 分	被 保 険 者	対 象	
A	大会役員	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の開催準備若しくは大会運営及び撤去業務に従事しているとき ・当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中 	
	競技会役員		
	競技役員		
	競技補助員		
	ボランティア		
	スポーツトレーナー		
B	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中 	
	歯科医師		
C	看護師		<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中
	救急救命士		
	理学療法士		

(3) 補償内容

区 分	内 容
死亡	偶発の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に死亡したとき
後遺障害	偶発の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に後遺症が生じたとき
入院	偶発の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間に限る）
通院	偶発の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間で、通院治療は 90 日を限度とする）

区 分	保 険 金 額 （ 支 払 限 度 額 ）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
A	2,500万円	5,000円	3,000円
B	1億円	30,000円	10,000円
C	3,000万円	10,000円	5,000円

(4) 保険料の算出及び保険条件

- ア 保険料は、別紙8「傷害保険被保険者数推計」の保険条件を前提として算出する。
- イ 全ての区分において準記名式で加入する。
- ウ 1人1日あたりの保険料は、各日別の従事者等の多少に関わらず、同一金額に設定する。
- エ 怪我に関する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症に対する補償を含める。

(5) 保険料の支払い

- ア 保険料は、保険業務契約締結後から大会開催前に一括納付する。
- イ 競技会終了後に被保険者人数が著しく変化した場合は、発注者と協議のうえ必要に応じて契約内容の変更及びそれに伴う保険料の精算を行う。

5 各保険に係る共通事項

- (1) 上記の補償内容と同等以上であれば保険の種類は問わない。
- (2) 受注者は、競技ごとに保険料の積算内訳書を作成し、発注者に提出する。なお、特約の付帯がある場合は、積算内訳書に特約の名称と内容を必ず記載する。
- (3) 長期の契約になるため、保険料の改定等があった場合は発注者と協議し、必要に応じて変更契約を行う。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従う。
- (5) 上記に定めのない事項であっても、当然行われるべき事項については良心的に行う。